

★古河市内で土地の埋立て等を計画している皆さまへ★

古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正しました。平成 29 年 8 月 1 日から施行。

土砂等による土地の埋立て等の規制強化のため、条例・規則の一部を改正しました。

主な改正点

① 面積要件の見直し

下限値を撤廃し、5,000 m²未満はすべて許可申請が必要となります。【条例第 3 条】
(条例の適用除外になる事業もあります。事前相談で要確認)

② 事前説明会の創設

周辺関係者へ事前説明会の実施が必要となります。【条例第 4 条】
(事前説明会前に要協議。事前説明会後に報告必須)

③ 土砂等の積替え又は保管に関する基準の創設

ストックヤード経由に係る管理の基準を設けます。【条例第 6 条】
(許可申請の時点で既に仮置きされた土砂等の使用不可)

④ 土砂等の発生範囲を限定

発生土の距離範囲を限定します。【条例第 6 条】
(事業区域の境界線からおおむね 30 km 以内で発生したものに限定)

⑤ 欠格要件の創設

事業主や事業施行者等に欠格要件を設けます。【条例第 6 条】
(成年被後見人、禁固以上の刑に処せられた者、暴力団員等を制限)

◎その他の改正内容については、環境課(三和庁舎)までお問い合わせください。

お問い合わせ先:古河市 生活安全部 環境課 公害防止係

茨城県古河市仁連 2065 番地 TEL 0280-76-1511

古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

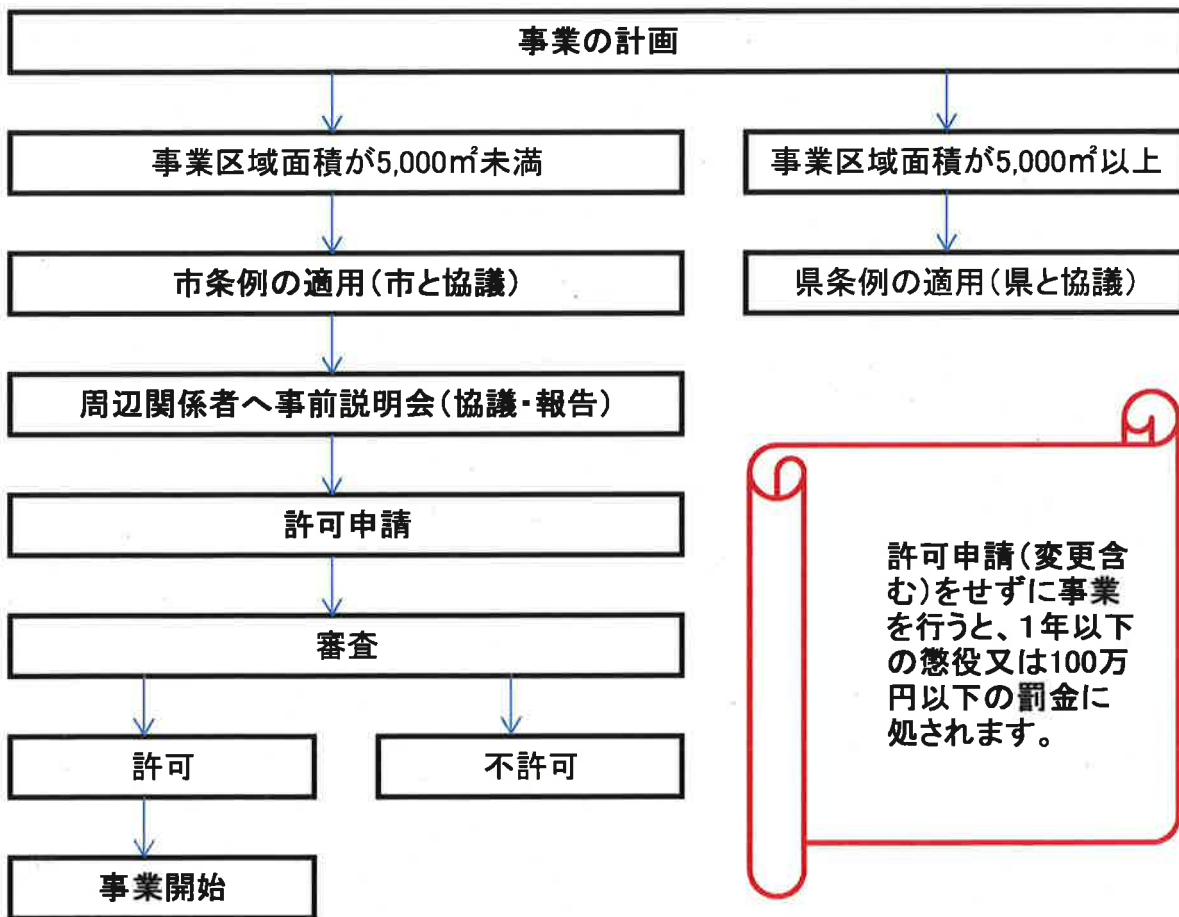
改正の趣旨

本条例は、土砂等による土地の埋立て等行為によって生じる環境の悪化及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的としています。

近年、暴力団員等による盛土事業が増加傾向にあります。言葉巧みに事業内容を隠ぺい又は正当化し、改良土や廃棄物をたい積、放置するという悪質なケースが見受けられます。

当市における昨今の動向と課題を踏まえ、本条例を改正することにより、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにし、いっそう災害の防止等を強化します。

事業開始までの流れ



◎事業の計画から事業開始までの期間は、数箇月を要しますので、お早めにご相談ください。

★土地所有者の皆さまへ★

違法な埋立て等行為や不法投棄は、管理者である土地所有者にも責任が及ぶことがあります。埋立て等の同意は慎重に、ご自身の土地を安全に管理し、悪質な業者に注意しましょう。